

2026 年 9 月 10 日

各 位

会 社 名	プレミアグループ株式会社
代表者名	代表取締役社長 CEO 柴田 洋一 (コード番号: 7199 東証プライム市場)
問合せ先	取締役 執行役員 CFO 金澤 友洋 (TEL. 03-5114-5701)

当社連結子会社における訴訟（反訴）の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社であるプレミア株式会社（以下「プレミア」といいます。）は、株式会社DTS（以下「DTS社」といいます。）に対し、以下のとおり東京地方裁判所に反訴を提起しましたので、お知らせいたします。

記

1. 反訴を提起した裁判所及び年月日

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 反訴を提起した裁判所 | 東京地方裁判所 |
| (2) 反訴を提起した年月日 | 2026 年 9 月 10 日 |

2. 反訴の提起に至った経緯

プレミアでは、主要事業であるファイナンス事業の基幹システムを刷新するため、システム開発等を行う会社であるDTS社と契約を締結した上で、基幹システム（以下、DTS社に開発を委託した基幹システムを「本件システム」といいます。）の開発等をDTS社に委託し、本件システムの開発及び導入に向けた準備を進めてまいりました。そして、本件システムをリリースしましたが、本件システムは適切に稼働せず、その結果、プレミアの業務に多大な支障が生じるに至りました。そのため、プレミアは本件システムの継続利用を断念し、現在は旧システムに切り替えて運用を行っております。

そこで、プレミアは、業務に支障が生じたことによる損害及び本件システムの開発に伴う費用の負担等を巡り、DTS社との間で協議を重ねてまいりましたが、円満な解決には至りませんでした。

このような状況を踏まえ、プレミアは、当社グループの正当な権利を確保するため、DTS社に対して損害賠償を求める訴訟を提起する準備を進めておりましたが、今般、DTS社が、プレミアに対して、プレミアが支払いを留保している業務委託料等を請求する訴訟を提起したことから、DTS社からの提訴に対して応訴するとともに、反訴を提起することといたしました。

3. 反訴を提起する相手方

名称	株式会社DTS
住所	東京都中央区八丁堀二丁目23番1号
代表者	代表取締役社長 北村 友朗

4. 反訴の内容

今回の反訴（以下「本件反訴」といいます。）では、本件システムの開発にかかる契約等に基づき、損害賠償を請求しております。その金額は5,015百万円であります。

5. 今後の見通し

プレミアは、D T S 社による業務委託料の請求に理由がなく、その支払義務を負うものではないと考えておりますが、本件反訴及びD T S 社が提起した訴訟は係争中であり、法的責任の有無が確定したものではありません。また、本件反訴における請求額は、本件反訴提訴時点における損害額の算定に基づくものであり、今後の審理を通じてその金額が変動し、また、本件反訴によりプレミアの請求が認められる金額はそれと乖離する可能性があります。

なお、本件反訴及びD T S 社が提起した訴訟が当社グループの業績に与える影響につきましては現時点では未定ですが、今後、開示の必要性が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上